



県章

# 滋賀県公報

令和8年(2026年)  
5月19日  
第717号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

- 規 則
  - ※滋賀県財務規則の一部を改正する規則(管理課) ..... 1
- 告 示
  - 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課) ..... 2
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課) ..... 2
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(障害福祉課) ..... 4
  - 小型機船底びき網漁業の制限措置および許可または起業の認可の申請期間(水産課) ..... 4
  - 道路区域の決定(道路保全課) ..... 4
  - 公金事務の委託(THEシガパーク推進課) ..... 5
- 健康福祉事務所告示
  - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(湖東) ..... 5
- 公安委員会規則
  - ※聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則(警務課) ..... 5
  - ※滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則(情報管理課) ..... 6
  - ※滋賀県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則(組織犯罪対策課) ..... 8
- 公安委員会告示
  - ※滋賀県公安委員会公告式の一部改正(警務課) ..... 8
- 公安委員会公告
  - 技能講習開催公告(生活安全企画課) ..... 10
  - 警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告(生活安全企画課) ..... 12
- 警察本部告示
  - ※滋賀県警察本部公告式の一部改正(警務課) ..... 14
- 病院事業庁公告
  - 落札者決定の公告 ..... 15
- 正 誤
  - 令和8年4月21日付け第709号目次中 ..... 15

## 規 則

滋賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第50号

### 滋賀県財務規則の一部を改正する規則

滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第223条第5号中「契約」の右に「または同法第150条第1項もしくは第3項もしくは第151条第1項もしくは第3項の規定による放送をする場合における当該放送に係る契約」を加える。

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告

## 示

## 滋賀県告示第252号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。  
令和8年5月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
りんごの木 稲枝東ルーム	彦根市稲部町 324	アップルリー フ合同会社	彦根市後三条 町326-6プレ ジデンスミグ リ201号	保育所等訪問支援	令和8.5.1	2550200386
りんごの木 彦根本校	彦根市橋向町 37-1	アップルリー フ合同会社	彦根市後三条 町326-6プレ ジデンスミグ リ201号	保育所等訪問支援	令和8.5.1	2550200436
Kids Lab.Plus長浜神 照校	長浜市神照町 319-2ワイエ フビル2階	株式会社ne uroplo om	大阪府大阪市 北区曾根崎新 地一丁目13- 22御堂筋フロ ントタワー	児童発達支援 放課後等デイス ービス 保育所等訪問支援	令和8.5.1	2550300350
放課後等デ イサービス ウィズ・ ユ-東近江	東近江市春日 町2-32	合同会社ス ラッシュ エージェント	東近江市妹町 602番地	児童発達支援 放課後等デイス ービス	令和8.5.1	2550500306

## 滋賀県告示第253号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年5月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
HEART WORK結	彦根市大藪町 2638番地	社会福祉法人 ひかり福祉会	長浜市鳥羽上 町68番地1	就労選択支援	令和8.4.1	2510200211
夢工房if	彦根市西今町 1327	NPO法人サ タデーピア	彦根市西今町 1327	就労選択支援	令和8.4.1	2510200229
Joble ad	彦根市大東町 4番8号	NPO法人江 朋会	長浜市上野町 458番地	就労選択支援	令和8.4.1	2510200526
多機能型重 症児者等デ イサービス すまいる畑	彦根市高宮町 998番地	社会福祉法人 道	彦根市高宮町 907番地1	生活介護 短期入所	令和8.4.1	2510200955
ショートス	東近江市五個	合同会社Es	東近江市五個			

ティEsp elh ar	荘金堂町940番 地	p e l h a r	荘金堂町940番 地	短期入所	令和8.4.1	2510500941
アトリエフ ト	草津市南笠東 三丁目21-60 パークピア滋 賀跡テナント 1階	一般社団法人 n o - d e	草津市草津一 丁目13番21号	生活介護	令和8.4.1	2510600899
住倉栗東作 業所	栗東市十里 306-11	社会福祉法人 三穂の園	岡山県倉敷市 玉島服部3788 番地1	生活介護	令和8.4.1	2511200418
出合いの家	野洲市富波乙 187	社会福祉法人 出合いの家	野洲市富波乙 187	就労選択支援	令和8.4.1	2511300101
医療法人社 団昂会介護 老人保健施 設リスタあ すなる	蒲生郡日野町 上野田246番地	医療法人社団 昂会	蒲生郡日野町 上野田200番地 1	短期入所	令和8.4.1	2511500262
第1ショウ トステイ じゅう楽	愛知郡愛荘町 山川原137-1	一般社団法人 じゅう楽	東近江市五個 荘金堂町940番 地	短期入所	令和8.4.1	2511700136
働き教育セ ンター甲良	犬上郡甲良町 尼子1217-4	学校法人関西 福祉学園	京都府京都市 伏見区竹田段 川原町207番地	就労選択支援	令和8.4.1	2511800118
紡ぐ	犬上郡甲良町 長寺514番地6	株式会社Ax i s	彦根市西沼波 町21エコール WOOD館3 F	就労継続支援B 型	令和8.4.1	2511800209
就労選択支 援はたくら	高島市今津町 住吉二丁目11 番地2	社会福祉法人 ゆたか会	高島市今津町 南新保87番地 15	就労選択支援	令和8.4.1	2512200474
バンバン	湖南市西峰町 1-1	社会福祉法人 グロー	近江八幡市安 土町下豊浦 4837番地2	就労継続支援B 型	令和8.4.1	2512300035
就労支援セ ンターあつ ぶでーと	米原市米原中 町通549番地	社会福祉法人 あせんぶる おーる	米原市米原中 町通549番地	就労選択支援	令和8.4.1	2512400199
グループ ホーム「の あハウス」 短期入所	米原市三吉43 番地1	社会福祉法人 滋賀県障害児 協会	守山市守山町 168番地1	短期入所	令和8.4.1	2512400272
自立ホーム すみれ	長浜市宮司町 1110-7	株式会社イケ ダ光音堂	長浜市八幡中 山町477番地風 の街ビル	共同生活援助	令和8.4.1	2520300175
グループ ホームEs p e l h a r	東近江市五個 荘金堂町940番 地	合同会社Es p e l h a r	東近江市五個 荘金堂町940番 地	共同生活援助	令和8.4.1	2520500428
グループ ホーム「の	米原市三吉43 番地1	社会福祉法人 滋賀県障害児	守山市守山町 168番地1	共同生活援助	令和8.4.1	2522400031

あハウス」		協会				
-------	--	----	--	--	--	--

#### 滋賀県告示第254号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和8年5月19日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
生活介護事業所ハース	長浜市南高田町6-10	一般社団法人なないろ	長浜市八幡東町78-2	生活介護	2510300805	令和8.3.31
共生型デイサービス向日葵	草津市北山田町866	合同会社ふくろう	草津市平井五丁目10-20ディオフェルティ901号	生活介護	2510600782	令和8.4.30
NBB Neoバンバン	湖南市西峰町1-1	社会福祉法人グロー	近江八幡市安土町下豊浦4837番地2	就労継続支援B型	2512300175	令和8.3.31
自立ホームすみれ	長浜市宮司町1110-7	特定非営利活動法人withhus	長浜市堀部町590	共同生活援助	2520300118	令和8.3.31
グループホーム湖湖	野洲市栄15-6	合同会社カネスケ	栗東市霊仙寺二丁目4番8号	共同生活援助	2521300067	令和8.4.12

#### 滋賀県告示第255号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第2号に規定する小型機船底びき網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和8年5月19日から施行する。

令和8年5月19日

滋賀県知事 三日月 大造

##### 1 制限措置

漁業種類	船舶等の数または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
手繰第1種漁業（ごり沖びき網漁業）	100隻（者）以下	5トン以下	127キロワット以下	琵琶湖大橋の堅田行き車線区分線から北側へ500メートルの距離の線以北の琵琶湖	7月20日から翌年2月末日まで	滋賀県に住所を有する者
手繰第1種漁業（あゆ沖びき網漁業）	100隻（者）以下	5トン以下	127キロワット以下	琵琶湖大橋の堅田行き車線区分線から北側へ500メートルの距離の線以北の琵琶湖	2月1日から2月末日まで	滋賀県に住所を有する者
手繰第1種漁業（その他の沖びき網漁業）	100隻（者）以下	5トン以下	127キロワット以下	琵琶湖大橋の堅田行き車線区分線から北側へ500メートルの距離の線以北の琵琶湖	8月1日から翌年4月30日まで	滋賀県に住所を有する者

##### 2 申請期間 令和8年5月19日から令和8年6月19日まで

#### 滋賀県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和8年5月19日から令和8年6月2日まで滋賀県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月19日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	敷地の幅員	延長	備考
県道	神郷彦根線	東近江市神郷町字下川原内606番地先から	最小 15.3m	550.2m	神郷彦根線道路整備事業に伴う道路の区域決定
		愛知郡愛荘町川原字茶ノ前1075番1地先まで	最大 46.6m		

滋賀県告示第257号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県希望が丘文化公園の公有財産目的外使用許可に係る使用料等の徴収事務を次のとおり委託した。

令和8年5月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園 理事長 馬淵兼一
- 2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 蒲生郡竜王町薬師1178
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県希望が丘文化公園の公有財産目的外使用許可に係る使用料等
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和6年4月1日
- 5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年4月1日

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年5月19日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平野 雅 穂

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
璃伸	犬上郡甲良町長寺514番地6	株式会社Ax i s	彦根市西沼波町21エコールWOOD3F	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	令和8.5.1	2511800217

公安委員会規則

聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

滋賀県公安委員会委員長 北村 嘉 英

滋賀県公安委員会規則第10号

聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

聴聞および弁明の機会の付与に関する規則(平成7年滋賀県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。  
第2条第5号中「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に改める。

#### 付 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

-----  
滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

#### 滋賀県公安委員会規則第11号

##### 滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則(平成16年滋賀県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第6号)第11条および」を削る。

第2条第1項中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。)および」を削り、同条第2項第3号中「行政機関等」を「公安委員会等」に改める。

第4条の見出し中「を使用して行う申請等の方法」を「による申請等」に改め、同条第1項中「公安委員会等に対する申請等を情報通信技術活用法第6条第1項または」を削り、「基づき」を「より」に、「使用して行う者(以下「電子申請等を行う者」という。))」を「使用する方法により申請等をする者」に、「電子申請等を行う者の」を「当該申請等をする者の」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 インターネット利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、警察本部長の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を、前項の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

- (1) 申請等につき規定した条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項
- (2) 当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定に基づき添付することとされている書面等または電磁的記録に記載されもしくは記録されている事項または記載すべきもしくは記録すべき事項(前号に掲げる事項を除く。)

第4条第3項から第5項までを削り、同条第6項中「電子申請等を行う」を「公安委員会等が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等をする」に、「警察本部長が別に定める場合を除き、当該申請等に係る」を「前項の規定により入力する」に、「電子証明書」の右に「(当該申請等が行われるべき公安委員会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。))」を加え、「次」を「、次」に改め、第3号を削り、同項第4号中「前各号に規定する」を「前2号に定める」に改め、同号を同項第3号とし、同項を第3項とし、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該申請等が行われるべき公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

第4条第10項を削り、同条第9項中「法令または」を削り、「より」を「基づき」に改め、「(副本または写しを正本と併せて必要とするものを含む。))」を削り、「行う者」を「する者」に、「第2項および第3項」を「、第2項」に改め、「数通の」を削り、「一つに」を「一通に記載すべきまたは」に改め、「またはこれらに記載すべき事項」を削り、「記載されている事項またはこれらに」を「記載すべきまたは」に、「が入力された」を「の入力がなされた」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「電子申請等を行う」を「申請等をする」に、「第3項に規定する」を「第2項第2号に掲げる」に改め、「法令または」を削り、同項を同条第5項とし、同条第7項を削り、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 公安委員会等は、申請等をする者が第2項第2号に掲げる事項を入力する場合において、当該申請等をする者に係る前項第3号に掲げる電子証明書を送信するときは、当該申請等について規定した条例等の規定にかかわらず、当該申請等をする者に係る登記事項証明書であって、当該申請等をする者の名称、所在地、代表者の氏名もしくは資格を確認するために添付を求めているものまたは住民票の写しであって、当該申請等をする者の氏名、住所、性別もしくは生年月日を確認するために求めているものに記載された事項の入力を要しないこととすることができる。  
第5条を次のように改める。

(氏名等を明らかにする措置)

**第5条** インターネット利用条例第3条第4項に規定する氏名または名称を明らかにする措置は、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の利用のほか、電子情報処理組織を使用して行う申請等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって前条第3項各号に掲げるものを当該申請等と併せて送信することまたは同項ただし書に規定する措置をいう。

2 インターネット利用条例第4条第4項に規定する氏名または名称を明らかにする措置は、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行うことをいう。

3 インターネット利用条例第6条第3項に規定する氏名または名称を明らかにする措置は、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することをいう。

第9条を第13条とする。

第8条中「情報通信技術活用法第6条から第9条までの規定または」、「法令または」および「、情報通信技術活用法」を削り、同条を第12条とする。

第7条中「公安委員会等は、情報通信技術活用法第9条第1項または」を「公安委員会等が、」に、「基づき」を「より」に、「の作成等」を「により作成等」に、「とき」を「場合において」に、「当該事項」を「当該作成等に係る事項」に、「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を「電磁的記録媒体」に、「より行う」を「よる」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

第7条を第11条とし、同条に次の1項を加える。

2 公安委員会等が、他の条例等の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

第6条中「公安委員会等は、情報通信技術活用法第8条第1項または」を「公安委員会等が、」に、「基づき、電磁的記録」を「より電磁的」に、「とき」を「場合において」に、「当該事項を電子情報処理組織を使用」を「当該縦覧等に係る事項をインターネットを利用」に、「、公安委員会等」を「、当該公安委員会等」に、「書面による方法により行う」を「書類を備え置く方法により縦覧等を行う」に改め、同条を第10条とし、第5条の次に次の4条を加える。

（情報通信技術による手数料の納付）

**第6条** 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第4条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、同条第2項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法により行うことができる。

（申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不適当と認められる部分がある場合）

**第7条** 申請等をする者が電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不適当と認められる部分がある場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第2項各号に掲げる事項を入力し、申請等を行うことに代えて、当該申請等のうち当該部分につき、書面等を提出することができる。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると公安委員会または警察本部長が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認するべき事情があると公安委員会または警察本部長が認める場合

(3) 申請等に係る書面等または電磁的記録が大量であるため、第4条第2項の規定による入力に困難である場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能または申請等に係る利便性を著しく損なう場合

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から警察本部長が定める期間内にしなければならない。

（電子情報処理組織による処分通知等）

**第8条** 公安委員会等は、インターネット利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機（公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたも

のに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

- 2 公安委員会等が、インターネット利用条例第4条第1項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を当該公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。
- 3 書面等により行われた場合に携帯すべきこととされている処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、当該処分通知等に係る電磁的記録を電磁的記録媒体に記録するとともに、当該電磁的記録媒体から再生し、かつ、当該処分通知等を行った者が電子署名を行ったものであることを確認することができる機器と共に当該電磁的記録媒体を携帯しなければならない。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該処分通知等を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 4 書面等により行われた場合に返納その他公安委員会等への返還が求められている処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、警察本部長が定める場合を除き当該処分通知等に係る電磁的記録を複製し、または複製させてはならない。
- 5 前項の場合において、処分通知等の返納その他公安委員会等への返還を行うときは、当該処分通知等に係る電磁的記録を処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去しなければならない。
- 6 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を受ける旨を次の各号に掲げるいずれかの方式により表示する場合に限り、第4条第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
  - (1) 第1項の電子情報処理組織を使用して行う識別番号および暗証番号の入力
  - (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の警察本部長の定めるところにより行う届出
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、警察本部長が定める方式  
(処分通知等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不相当と認められる部分がある場合)

**第9条** 公安委員会等が行う処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不相当と認められる部分がある場合として次に掲げる場合には、当該処分通知等のうち当該部分につき、書面等により行うことができる。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると公安委員会または警察本部長が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会または警察本部長が認める場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、処分通知等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能または処分通知等に係る利便性を著しく損なう場合

**付 則**

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

-----  
滋賀県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

滋賀県公安委員会規則第12号

**滋賀県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則**

滋賀県暴力団排除条例施行規則(平成23年滋賀県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第6項中「公安委員会の掲示場に掲示する」を「公示する」に、「掲示を」を「公示を」に改める。

**付 則**

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

**公 安 委 員 会 告 示**

滋賀県公安委員会告示第55号

滋賀県公安委員会公告式(昭和30年滋賀県公安委員会告示第10号)の一部を次のように改正し、令和8年5月21日から施行する。

令和8年5月19日

滋賀県公安委員会委員長 北村嘉英

本則中「事項は」を「事項(以下「公示事項」という。)は、法令、条例等に特別の定めがある場合を除き」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、やむを得ない事情により滋賀県公報に登載して公布することができないときは、公示事項を滋賀県公安委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(滋賀県公安委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を滋賀県公安委員会の庁舎に設置した掲示場に掲示し、または公示事項を当該庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧することができる状態に置く措置を執ることによってこれに替えることができる。

- (1) 滋賀県公安委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

## 公安委員会公告

### 技能講習開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項の規定により、猟銃の操作および射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

令和8年5月19日

滋賀県公安委員会委員長 北村嘉英

- 1 受講対象者 滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則(昭和53年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。)第8条第1項のライフル銃等射撃講習(以下「技能講習」という。)を受けようとするもの
- 2 講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法および受講定員 別表のとおり
- 3 技能講習科目および時間
  - (1) 猟銃の操作
    - ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
    - イ 猟銃の点検
    - ウ 実包の装填および抜出しその他実包の取扱い
    - エ 射撃の姿勢および動作
  - (2) 猟銃の射撃 固定標的に対する射撃
  - (3) 技能講習の時間 おおむね3時間
- 4 技能講習修了証明書の交付 規則第6条、第8条および第9条に定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習修了証明書を交付する。
- 5 受講の申込み 受講を希望する者は、別表の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署を経由して滋賀県公安委員会に講習の受講を申し込むこと。
- 6 手数料 受講申込みをするときに、14,000円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。
- 7 注意事項
  - (1) 受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。
  - (2) 技能講習当日における遅刻および早退は認めない。
  - (3) 受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、猟銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する猟銃および適合実包10個(適合実包を所持していない場合は、猟銃用火薬類等譲受許可証)を持参すること。
  - (4) 射撃に関する講習に際しては、必要により10回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包または猟銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。

(5) 天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所、受講定員等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

別表

令和8年7月～9月 技能講習日程表

番号	日 時	場 所	講習の種別	射撃方法	受講定員	申込締切日
1	7月17日(金) 午後1時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3人	7月3日(金)
2	7月31日(金) 午後1時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3人	7月17日(金)
3	8月7日(金) 午後1時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3人	7月24日(金)
4	8月28日(金) 午後1時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3人	8月14日(金)
5	9月11日(金) 午後1時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3人	8月28日(金)
6	9月25日(金) 午後1時	京都府京都市右京区京 北下町山作り 京北総合射撃場	ライフル銃等射 撃講習	標的射撃	3人	9月11日(金)

#### 技能講習開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項の規定により、猟銃の操作および射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

令和8年5月19日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

- 1 受講対象者 滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則(昭和53年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。)第7条第1項の散弾銃射撃講習または第8条第1項のライフル銃等射撃講習(以下これらを「技能講習」という。)を受けようとするもの。
- 2 講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法および受講定員 別表のとおり
- 3 技能講習科目および時間
  - (1) 猟銃の操作
    - ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
    - イ 猟銃の点検
    - ウ 実包の装填および抜き出しその他実包の取扱い
    - エ 射撃の姿勢および動作
  - (2) 猟銃の射撃
    - ア 散弾銃射撃講習は、飛しょうする標的に対する射撃
    - イ ライフル銃等射撃講習は、固定標的に対する射撃
  - (3) 技能講習の時間 おおむね3時間
- 4 技能講習修了証明書の交付 規則第6条から第9条までに定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習終了証明書を交付する。
- 5 受講の申込み 受講を希望する者は、別表の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署を経由して滋賀県

公安委員会に講習の受講を申し込むこと。

6 手数料 受講申込みをするときに、14,000円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。

7 注意事項

- (1) 受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。
- (2) 技能講習当日における遅刻および早退は認めない。
- (3) 受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、猟銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する猟銃および適合実包（散弾銃は通称7.5号以下の散弾25個、ライフル銃等は10個、適合実包を所持していない場合は、猟銃用火薬類等譲受許可証）を持参すること。
- (4) 射撃に関する講習に際しては、必要により散弾銃は25回以上、ライフル銃等は10回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包または猟銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。
- (5) 天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所、受講定員等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

別表

令和8年7月～9月 技能講習日程表

番号	日 時	場 所	講習の種別	射撃方法	受講定員	申込締切日
1	7月14日(火) 午前9時30分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	6人	6月30日(火)
2	7月14日(火) 午後1時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	3人	6月30日(火)
3	7月28日(火) 午前9時30分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	6人	7月14日(火)
4	7月28日(火) 午後1時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	3人	7月14日(火)
5	8月25日(火) 午前9時30分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	6人	8月12日(水)
6	8月25日(火) 午後1時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	3人	8月12日(水)
7	9月8日(火) 午前9時30分	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	6人	8月25日(火)
8	9月8日(火) 午後1時	岐阜県揖斐郡揖斐川町 坂内広瀬川尻 揖斐教習射撃場	ライフル銃等射撃講習	標的射撃	3人	8月25日(火)

技能講習開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定により、猟銃の操作および射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

令和8年5月19日

滋賀県公安委員会委員長 北村 嘉英

- 1 受講対象者 滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第8号。以下「規

則」という。)第7条第1項の散弾銃射撃講習(以下「技能講習」という。)を受けようとするもの

2 講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法および受講定員 別表のとおり

3 技能講習科目および時間

(1) 猟銃の操作

ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

イ 猟銃の点検

ウ 実包の装填および抜出しその他実包の取扱い

エ 射撃の姿勢および動作

(2) 猟銃の射撃 飛しようする標的に対する射撃

(3) 技能講習の時間 おおむね3時間

4 技能講習修了証明書の交付 規則第6条、第7条および第9条に定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習修了証明書を交付する。

5 受講の申込み 受講を希望する者は、別表の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署を経由して滋賀県公安委員会に講習の受講を申し込むこと。

6 手数料 受講申込みをするときに、14,000円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。

7 注意事項

(1) 受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。

(2) 技能講習当日における遅刻および早退は認めない。

(3) 受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、猟銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する猟銃および適合実包25個(通称7.5号以下の散弾に限る。また、適合実包を所持していない場合は、猟銃用火薬類等譲受許可証)を持参すること。

(4) 射撃に関する講習に際しては、必要により25回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包または猟銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。

(5) 天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所、受講定員等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

別表

令和8年7月～9月 技能講習日程表

番号	日 時	場 所	講習の種別	射撃方法	受講定員	申込締切日
1	7月9日(木) 午後1時	京都府宇治市西笠取引坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	12人	6月25日(木)
2	8月13日(木) 午後1時	京都府宇治市西笠取引坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	12人	7月30日(木)
3	9月10日(木) 午後1時	京都府宇治市西笠取引坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃射撃講習	トラップ	12人	8月27日(木)

#### 警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(新規取得講習・追加取得講習)を次のとおり実施する。

令和8年5月19日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

1 講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分および定員

ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。) 30人

イ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「3号警備業務」という。) 10人

※ 定員は、新規取得講習と追加取得講習を合わせた人数である。

## (2) 種別および講習日時

- ア 1号警備業務 新規取得講習 令和8年7月8日(水)から同月17日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(同月13日は午前9時から午後0時30分まで。同月17日は午前9時から午前11時30分まで)
- イ 1号警備業務 追加取得講習 令和8年7月14日(火)から同月17日(金)までの午前9時から午後5時まで(同月17日は午前9時から午前11時30分まで)
- ウ 3号警備業務 新規取得講習 令和8年7月8日(水)から同月15日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(同月13日は午前9時から午後0時30分まで)
- エ 3号警備業務 追加取得講習 令和8年7月14日(火)および同月15日(水)の午前9時から午後5時まで

## 2 修了考査

- (1) 1号警備業務 新規取得講習 令和8年7月17日(金)午後1時15分から100分間
- (2) 1号警備業務 追加取得講習 令和8年7月17日(金)午後1時15分から35分間
- (3) 3号警備業務 新規取得講習 令和8年7月16日(木)午前9時15分から100分間
- (4) 3号警備業務 追加取得講習 令和8年7月16日(木)午前9時15分から35分間

## 3 講習場所 大津市打出浜1番6号 大津市勤労福祉センター

## 4 講習科目 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第5条および第6条に規定する講習事項

## 5 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講申込みを行う日において、警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 最近5年間に、受講しようとする講習の警備業務の区分に係る警備業務(以下「当該警備業務」という。)に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (2) 追加取得講習 受講申込みを行う日において、当該警備業務以外の警備業務の区分の資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 最近5年間に、当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 旧1級検定に合格した者
- オ 旧2級検定に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

## 6 事前申込み 講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書(以下「受講申込書」という。)を提出する前に、次により電話で事前申込みを行うこと。ただし、定員に達し次第、受付を締め切る。

- (1) 受付期間 令和8年5月27日(水)から同月29日(金)までの午前9時から午後5時まで
- (2) 申込先等

- ア 申込先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務担当室(電話077-522-1231(代表))
- イ 申出事項 申込みに際しては、次の事項を申し出ること。
- (ア) 受講予定の講習区分および種別
- (イ) 事前申込者の氏名および所属警備業者の営業所の名称

(ウ) 連絡先

(エ) 受講申込書を提出する警察署(滋賀県内に所在する警察署に限る。)の名称

7 受講申込み 受講者に決定した者は、次により受講申込書を提出し、受講料を納付すること。

(1) 提出期間 令和8年6月1日(月)から同月5日(金)までの午前8時30分から午後4時30分まで

(2) 提出場所 6(2)イ(エ)で申し出た警察署の生活安全課または生活安全刑事課

(3) 提出書類 6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書1通に、次のアまたはイに掲げる書類を添付して提出すること。

ア 新規取得講習の場合

(ア) 5(1)アに該当する者については、当該警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)および履歴書

(イ) 5(1)イに該当する者については、1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 5(1)ウに該当する者については、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書

(エ) 5(1)エに該当する者については、旧1級検定の合格証の写し

(オ) 5(1)オに該当する者については、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書

イ 追加取得講習の場合

(ア) 5(2)アに該当する者については、資格者証等の写し、警備業務従事証明書および履歴書

(イ) 5(2)イに該当する者については、資格者証等の写しおよび1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 5(2)ウに該当する者については、資格者証等の写し、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書

(エ) 5(2)エに該当する者については、資格者証等の写しおよび旧1級検定の合格証の写し

(オ) 5(2)オに該当する者については、資格者証等の写し、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書

(4) 受講料 申込時に次の額の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。なお、納付した受講料については、申込受理後に申込みを取り消した場合、講習を受けなかった場合等でも還付しない。

ア 新規取得講習

(ア) 1号警備業務 47,000円

(イ) 3号警備業務 38,000円

イ 追加取得講習

(ア) 1号警備業務 23,000円

(イ) 3号警備業務 14,000円

8 携行品 筆記具および警備業関係法令集等を持参すること。

9 集合時間等 集合時間等の詳細は、申込時に交付する「講習のしおり」を参照すること。

10 実施委託 この講習は、一般社団法人滋賀県警備業協会に委託して実施する。

11 問合せ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課または滋賀県内に所在する警察署の生活安全課もしくは生活安全刑事課

12 その他 天災その他不可抗力の事態により、講習日、場所等を変更し、または講習を中止する可能性があるため、滋賀県警察本部ホームページで最新の情報を確認すること。

## 警察本部告示

### 滋賀県警察本部告示第32号

滋賀県警察本部公告式(昭和30年滋賀県警察本部告示第1号)の一部を次のように改正し、令和8年5月21日から施行する。

令和8年5月19日

滋賀県警察本部長 池内久晃

本則中「事項は」を「事項(以下「公示事項」という。)は、法令、条例等に特別の定めがある場合を除き」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、やむを得ない事情により滋賀県公報に登載して公布することができないときは、公示事項を滋賀県警察本部長(以下「警察本部長」という。)の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(警察本部長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通

信できる機能を備えたものに限る。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を滋賀県警察本部の庁舎に設置した掲示場に掲示し、または公示事項を当該庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を執ることによってこれに替えることができる。

- (1) 警察本部長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

病 院 事 業 庁 公 告

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)第13条の規定により公告する。

令和8年5月19日

滋賀県病院事業庁長 足 立 壯 一

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 核医学診断用装置 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県立総合病院経営強化推進室 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
- 3 落札者を決定した日 令和8年3月9日(月)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社たけびし 京都府京都市右京区西京極豆田町29
- 5 落札金額 75,504,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和8年2月10日(火)

正 誤

令和8年4月21日付け第709号目次中

ページ	行	誤	正
1	19	自然環境保全課	生物多様性保全課

